

テキサス州内日系小売店における農水産物プロモーション事業に関する業務委託 仕様書

2026 年 8 月
ジェットロ・ヒューストン

日本貿易振興機構(以下「ジェットロ」という)ヒューストン事務所では、テキサス州内日系小売店における農水産物プロモーション事業を業務委託する。

記

1. 事業目的:

2020 年 12 月に日本政府により制定された農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(以下、「実行戦略」という)は、2025 年 5 月に改訂され、今後輸出拡大を加速するために、特に日本の強みを生かせる 31 品目(※1)が輸出重点品目として選定されている。当該重点品目の販路拡大等を実施していくためには、現地の消費者に対し、日本食の魅力を発信することが不可欠である。

本事業では、米国・テキサス州の日系食品小売店において、農林水産物・食品のうち重点品目に含まれる品目のプロモーションを実施する。

テキサス州は米国 50 州中第 2 位の経済規模を有する大市場で、近年は特に日本食・日本文化への人気の高まりから、日本食レストラン軒数が増えている。一方、経済規模に比して日本食市場の広がりにはまだ大いに伸び代がある状況であり、関連ビジネスの拡大に向けて呼び水となる取組が重要である。本事業を通し、テキサス州内における農林水産物・食品の日本産食品市場における裾野を広げ、小売店、卸、レストラン等当地関連ビジネスを活性化し、ひいては日本側産地のテキサス州向けビジネスの拡大を図る。

(※1)「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に定める輸出重点品目

牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品、果樹(りんご)、果樹(ぶどう)、果樹(もも)、果樹(かんきつ)、果樹(かき・かき加工品)、野菜(いちご)、野菜(かんしょ・かんしょ加工品)、野菜(ながいも)、野菜(たまねぎ)、米・パックご飯・加工米飯・米粉および米粉製品、茶、切り花、清涼飲料水、菓子、ソース混合調味料、味噌・醤油、清酒(日本酒)、ウイスキー、本格焼酎・泡盛、製材、合板、ぶり、たい、ホタテ貝・ホタテ貝加工品、カキ・カキ加工品、真珠、錦鯉

2. 契約期間:

契約締結日～2027 年 3 月 23 日

3. 対象国・地域:

米国テキサス州

4. 業務内容:

在テキサス州日系食品小売店との米系催事への共同出店で農水産物プロモーション事業実施。テキサス州にて開催される飲食関係の催事にて、農林水産物・食品のうち重点品目に含まれる食品等のプロモーションを行う。品目の選定は任意とする。

【形式】

催事: 米系催事に出展して農水産物プロモーションを実施。催事期間は、2 日程度を想定。

【内容】

- ① 催事の選定と提案
- ② 催事でのプロモーション企画
- ③ 人員の手配
- ④ 試食・試飲にかかる食材および消耗品の手配
- ⑤ 来場者への試食・試飲の実施
- ⑥ その他必要に応じて広報に効果があると思われる施策
- ⑦ 報告書の作成(記録写真の撮影を含む)

【成果】

- ・本事業実施期間中の試食・試飲提供数
- ・商談件数4件

5. 使用言語:

「日本語」及び「英語」

6. 経費支出を認めるもの

- ・ 出店費、設営費、備品等レンタル費(イベント保険なども含む)
- ・ ブース出展や催事運営にかかる委託費
- ・ 試飲・試食にかかる商材および消耗品の購入費
- ・ メディア関連経費(PR 用動画作成、広告、SNS、インフルエンサー活用、クリエイティブ作成等)
- ・ 補助要員費
- ・ 報告書作成等にかかる経費
- ・ 上記運営にかかる管理費等
- ・ その他事前にジェットロに相談があり、了承したもの

【留意事項】

- ・ 販売プロモーション及び試食・試飲に使用する食品は、日本産もしくは日系企業が製造する商品とすること。
- ・ 通信費・コピー代などの事務経費、交通費については、業務委託料に含むこと。
- ・ 以下費用は本業務委託の経費支出として認めない。
 - － 飲食費(料理デモ等で使用する食材費は除く。)
 - － 設備(機械・装置)等の購入、開発・改良、据付等に要する経費
 - － 1件(個)当たりの購入価格が5万円以上の物品の取得に要する経費。また、1件(個)当たりの購入価格が5万円未満であっても、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの(家電、パソコン、デジタルカメラ等)の取得に要する経費。
 - － ジェトロの他の事業と区分できない経費

7. 支払い方法

業務完了後、請求書に基づき1回払いとする。

8. 留意事項

- (1) ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行すること。
- (2) 食品およびアルコール飲料の取り扱い、試食・試飲の実施に当たっては、当地の法令・規則を順守すること。
- (3) 事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられている。但し、事前に書面ないしは電磁的方法によりジェトロの承認を得た場合に限り、一部の再委託を許可する。
- (4) ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出すること。なお、当該資料及び作成資料の知的所有権ならびに事業成果はジェトロに帰属する。報告に用いる言語は日本語とする。
- (5) 業務完了報告書をジェトロが検収完了した時点で業務委託期間が完了したとみなす。
- (6) 事業実施期間中は、ジェトロの担当者との間で必要に応じて連絡を取り、相談、報告を行うこと。

9. その他

万が一事業実施が困難となった場合、双方で相談の上、ジェトロの判断により中止又は延期を決定する。その場合、本業務の一部を既に履行しているときには、契約金額を上限として相当と判断する金額を支払うものとする。

以上